

## 平成 30 年度 事業計画（石川支部）（案）

分野	具体的施策等
I. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 現金給付の適正化の推進</p> <p>○現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請や報酬支払が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、不正の疑いのある事案については、適正化プロジェクト会議にて支給の可否を審議したうえで、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。</p> <p>○傷病手当金と障害年金等の併給調整については、会計検査院からの指摘も踏まえ、日本年金機構から情報提供等をもとに「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づき対象者リストの確認を通し処理を漏れなく行う。</p> <p>2. 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>○システムを活用した効果的なレセプト点検を推進し、点検員のスキルアップを目指す。また、内容点検の一部外注化を行う。</p> <p>○内容点検については行動計画に基づき、点検効果額のさらなる向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検効果の分析による重点情報の共有化及び点検の効率化</li> <li>・自動点検等システムを活用した効果的なレセプト点検</li> <li>・点検員のスキルアップ（医学的観点での点検強化）</li> <li>・内容点検の一部外注化（点検ノウハウ収集等）</li> <li>・職員による進捗管理等のマネジメント強化</li> <li>・平成 30 年度診療報酬改定における変更項目についての重点的な点検</li> </ul> <p>○支払基金が行う一次審査における査定漏れについての点検を強化し、毎月開催の基金連絡会の場において情報提供を行うことにより支払基金における一次審査での査定効果額を高める。</p> <p>○外傷点検においては、負傷原因届未提出者に対する再照会を推進し効果額の向上を図る。</p> <p><b>【KPI（重点業績評価指標）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</li> </ul>

### 3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、適正受診を促す観点から、加入者に対する文書照会を行う。
- 照会時に正しい利用等に関する制度についてのチラシを同封し、加入者等への周知を図る。
- いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する審査強化のため、柔道整復審査会において効果的な施策を協議し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施する。

#### 【KPI（重点業績評価指標）】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

### 4. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する文書による返納催告を行うとともに、保険証未回収者に対する文書や電話による再催告を実施して保険証の回収を強化する。
- 「保険証回収の徹底」及び「退職後における保険証使用の防止」を啓発するため、保険証未回収率が高く無資格返納金債権が多く発生する事業所を中心に、文書および電話によるこまめな周知を実施して債権発生 of 抑制につなげる。

#### 【KPI（重点業績評価指標）】

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内 of 保険証回収率を96.3%以上とする。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

- 発生した債権 of 早期回収に取り組むとともに、債権回収計画に基づいた保険者間調整 of 効果的な活用や法的手続き of 積極的な実施により、返納金債権 of 回収率 of 向上を図る。
- 個別判断による債権回収 of 法的措置対象者選定を見直し、一定基準を超えた悪質債務者に対し原則法的措置 of 実施を行う。
- レセプト資格点検 of 段階で医療機関照会対応を強化し、なお発生する債権で返納予定額5万円以上 of 方に対して返納予告通知 of 発行により保険者間調整 of 周知を通し発生防止および債権回収を行う。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

5. サービス水準の向上

- お客様満足度の調査結果やお客様の声をもとに「お客様満足度向上・業務改善プロジェクト」会議等を通じて、具体的な対策を検討・実施することにより加入者サービス水準の更なる向上を図る。
- 傷病手当金等サービススタンダード対象の現金給付については、申請受付から支給までの進捗状況を適切に管理して10営業日以内の支払いを遵守する。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- サービススタンダードの達成状況を100%とする。

- 郵送申請書における記載不備減少に向け、申請方法や記入例等について事務説明会等の機会を利用して周知を行う。
- 任意継続資格取得届の郵送受付を推進するため、申請が多い事業所に対し広報を実施する。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- 現金給付等の申請に係る郵送化率を94.1%以上とする。

- 効率的な事務処理実現のため、担当部署内の業務手法・業務配分の見直しを行う。

6. 限度額適用認定証の利用促進

- 加入者および事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる周知を行う。
- 医療機関への訪問や文書案内等において、57,600円以上の自己負担額となる加入者に対する限度額適用認定証使用を推進し、すでに申請書設置済の医療機関との更なる連携強化を図るとともに限度額適用認定セット未設置の医療機関への働きかけを継続して実施する。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。

7. 被扶養者資格の再確認の徹底

- 未提出事業所への勧奨を行うとともに、日本年金機構との連携により未送達事業所住所を調査のうえ再発送を実施することにより確認対象事業所からの回収率を高める。
- 前年度の期限内未提出事業所に対し早期提出を促す通知を実施することにより未提出勧奨件数の削減を図る。
- 社会保険労務士会への扶養者再確認業務についての協力を依頼し早期提出を促進する。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする。

8. オンライン資格確認の導入に向けた対応

- 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、導入している医療機関に対して、聞き取りなどから問題点を抽出し、利用率向上に向けて取り組む。
- 国が検討中のオンライン資格確認について、新被保険者番号の発行などの保険者統一的な検討事項など国の動向を注視しながら導入に向けた対応の準備を行う。

**【KPI (重点業績評価指標)】**

- 現行のオンライン資格確認システムで、USB を配布した医療機関における利用率を 48.0%以上とする。

<p>II. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供      ≪健康宣言を通じ保健事業指標の向上を目的とした事業所カルテの提供事業≫      ○事業所カルテの提供案内をホームページ上で訴求      ○健康保険委員委嘱勧奨、各種研修機会、宣言事業所勧奨等で事業所カルテの提供      ◎提供先の保健事業指標の変動を捕捉（アウトプット値）</p> <p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施      (1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上      ≪健診の受診勧奨対策事業≫      ○新適事業所、新規任継加入者への受診勧奨（生活習慣病予防健診）      ○小規模事業所（加入者10人以下の規模）に対する受診勧奨（生活習慣病予防健診）      ○新規健診機関との委託契約（生活習慣病予防健診）      ○同意書の取得を外部委託したデータ取得勧奨（事業者健診データ）      ○社会保険労務士と連携した取得勧奨（事業者健診データ）      ○データ作成作業の外部委託も含めた健診データの早期取得を検討（事業者健診データ）      ○自治体が主催する集団総合健診への受診勧奨（特定健康診査）      ○自治体と連携した支部独自集団健診（特定健康診査）</p> <p><b>【KPI（重点業績評価指標）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病予防健診受診率を52.8%以上とする。</li> <li>●事業者健診データ取得率を12.0%以上とする。</li> <li>●被扶養者の特定健診受診率を28.6%以上とする。</li> </ul> <p>(2) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応      ≪保健指導の実施率向上対策事業≫      ○内部検討会等で中断率削減対策を目的としたスキルアップ研修（支部保健指導師）      ○実施率の低い健診機関を集め、指導ノウハウとツールの共有化を目的としたエリア別研修会の開催（委託機関）      ○実施率の高い健診機関を集め、効率的な指導に資するノウハウとツールの共有化を目的とした研修会の開催（委</p>
-----------------------	--

託機関)

- 事業者健診受診者への保健指導を実験（特定委託機関）  
《保健指導による健診結果の翌年度改善率向上対策事業》
- 内部検討会等で改善率向上を目的としたスキルアップ研修（支部保健指導師）
- 支部内スキルアップ研修のノウハウ等を情報提供し利活用を促進（委託機関）

**【KPI（重点業績評価指標）】**

- 特定保健指導の実施率を17.7%以上とする。  
（被保険者 協会保健師等実施分：11.1% 外部委託分：7.2% 被扶養者：4.5%）

(3) 重症化予防対策の推進

- 《健診結果に基づく未治療者への受診勧奨対策事業》
- 対象者の受診行動を後押しする訴求力のあるツールでの勧奨
- 自治体及び健診機関と連携した受診勧奨
- 《簡易検査に基づく未治療者への受診勧奨対策事業》
- 石川県及び歯科医師会と連携した事業所訪問型簡易検査を経た受診勧奨
- 《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業》
- 医療機関と連携した糖尿病性腎症による透析予防

**【KPI（重点業績評価指標）】**

- 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した方の割合を11.1%以上とする。

(4) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- 《加入者の健康増進活動のすそ野を広げるためかがやき健康企業宣言事業所を拡大する事業》
- 健康経営啓発DVDによる勧奨
- 健康宣言リーフレットによる勧奨
- 文書媒体による勧奨後に外部委託の電話での再勧奨
- 《保健事業指標の改善に資する宣言事業所への活動支援事業》
- 好事例集の収集と紹介

- 事業所健康カルテの活用（健康度の見える化）
- 石川県が主催する出前講座の情報提供
- 石川支部が外部委託する出前講座の提供
- ◎宣言事業所の保健事業指標の変動を補足（アウトカム値）
- 《事業所からの自主的な健康宣言を後押しするインセンティブ事業》
- 石川県認定制度及び表彰制度の活用（積極的な紹介）
- 経済産業省の健康経営優良法人制度の活用（積極的な紹介）
- ホームページや各種媒体を活用し認定・表彰事業所のPR

### 3. ヘルスリテラシー（健康情報の提供や理解）の促進

- 《加入者のニーズに応えるホームページ上でのヘルスリテラシーコンテンツの製作事業》
- 加入者ニーズのマーケティング
- 他保険者の媒体調査
- ホームページリニューアルに向けた検討
- 《加入者の健康増進を支援する健康保険委員の戦力化事業》
- 文書勧奨後の電話再勧奨に軸足を置いた健康保険委員の委嘱勧奨
- 委員活動を支援する健康増進に関わる情報提供（集合研修・ダイレクト通信）
- 自治体や関係団体の健康増進事業を石川支部の職域を通じ情報提供し加入者の参画機会を拡大
- 《若年層へ健康情報の提供を通じ理解を促進する事業》
- 卒業前学生向けの特別講義

#### 【KPI（重点業績評価指標）】

- 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.5%以上とする。

4. ジェネリック医薬品の使用促進

《加入者側の切替え意志の表現方法に着目した事業》

- 自治体（小松市）・薬剤師会と連携した市民へのジェネリック医薬品希望お薬手帳カバーの配布
- 事業所を通じたジェネリック医薬品希望お薬手帳カバーの配布
- 特定要件を選定した加入者へのジェネリック医薬品切替勧奨
- ◎（前記）使用促進事業の使用割合の変動を補足するための調査・分析（アウトカム値）

【KPI（重点業績評価指標）】

- ジェネリック医薬品使用割合を76.4%以上とする。

5. インセンティブ制度の本格導入

- 加入者・事業主へ制度趣旨の理解を求めため各種媒体等を通じた広報

6. 医療提供体制への働きかけ

- 医療計画推進協議会における意見発信

【KPI（重点業績評価指標）】

- 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。
- 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

<p>Ⅲ. 組織体制関係</p>	<p>1. 人事評価制度の適正な運用</p> <p>    《明確化した評価基準に基づく適正な評価》</p> <p>    ○職位別役割定義に応じた責任範囲と共通評価項目を支部独自に設定し運用と検証</p> <p>    ○支部独自評価研修の実施</p> <p>    ○支部独自実績達成度評価基準の運用と検証</p> <p>2. ○J Tを中心とした人材育成</p> <p>    ○全職員の受講が必要な研修（本部指定）の完全履行</p> <p>    ○業務を遂行する上で優先順位の高い職務遂行スキルを選定した支部独自研修の計画と実施</p> <p>    ○業務の組み立てや無駄の排除等、働き方の見直しによる超過勤務時間数の縮減</p> <p>    ○管理者によるマネジメントの関与度合いを高め、コンプライアンスやセキュリティの管理体制を強化</p> <p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>    ○価格調査や他支部の調達額や調達先の情報等から競争参加者を増やし調達額を削減</p> <p>    ○社内メールや共有フォルダを利活用し無駄な紙媒体の会議資料や起案書類を削減</p>
------------------	---